参　議　院

議案受領（予備審査）

三月十九日衆議院から次の議案が送付された。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第一七号）

棚田地域振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第一九号）

山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第二〇号）

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志外十名提出）（衆第二一号）

質問主意書転送

三月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本におけるエチオピア人難民の保護の現状に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第五五号）

軌道法に関する質問主意書（柴田巧提出）（第五六号）

公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第五七号）

指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下の平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問主意書（浜田聡提出）（第五八号）

人事異動

内　　閣

衆議院議員　　鈴木　貴子

ナミビア国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は令和七年四月四日までとする（三月十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、チュニジアの独立記念日につき、三月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ナミビアの独立記念日につき、三月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

法　　務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人岡田信は願により公証人を免ぜられた。

大藏和男は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人岡田信の後任を命ぜられた。（以上三月十二日）（法務省）

労　　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年３月24日

近畿運輸局長　岩城　宏幸

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「261,500円」を「271,500円」に、「245,050円」を「255,050円」に、「202,750円」を「212,750円」に、「193,450円」を「203,450円」に改める。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金第４項中「255,700円」を「264,800円」に、「194,300円」を「203,400円」に改める。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「209,500円」を「220,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年４月23日から効力を生ずる。

神戸運輸監理部最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）及び神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年３月24日

神戸運輸監理部長　臼井　謙彰

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「260,650円」を「269,650円」に、「244,200円」を「253,200円」に、「202,100円」を「211,100円」に、「192,800円」を「201,800円」に改める。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金第４項中「255,800円」を「264,800円」に、「194,350円」を「203,400円」に改める。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「215,600円」を「225,600円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年４月23日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項